

介護サービス事業者様

高知市介護保険課事業係

指定基準及び介護報酬算定等に係る質問について

平素は、本市の介護保険事業の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、介護サービス事業所の担当者様等から日々電話等で多数のご質問を頂いているところですが、介護報酬改定の影響により今後ますます質問が増える状況が見込まれること、質問に対する回答の優先度の公平性を担保することなどから、今後当分の間質問及び回答につきましては、下記のと通りの対応とさせていただきます。

介護サービス事業者様におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 事業係への質問方法

原則メールのみ。メール環境が無い等の場合のみ FAX で可。

※電話での質問は受付できません。また、事業係窓口での質問につきましても同様です。

2 電話では受付できない質問の範囲（次のいずれかに該当するもの）

- ・全サービス：指定基準、介護報酬算定、サービス内容に関するもの
- ・医療保険の診療報酬に係るもの

※これらの質問は必ずメール又は FAX でお願いします。

3 対応開始日

令和6年2月1日（木）

4 質問様式

別添「介護保険課事業係への質問票」のとおり

※質問内容に関する根拠資料（国の通知等、当該質問の根拠となる資料）の抜粋部分を可能な限り添付してください。

5 事業係からの回答時期及び方法

随時、Q & A形式で高知市介護保険課ホームページにて回答いたします。

ただし、個人が特定されるような内容の質問につきましては、個別に電話等で回答いたします。

6 留意事項

ご質問の前に、質問内容に関する省令や告示、国からの通知、高知市介護保険課のホームページに掲載してある条例（指定基準）やQ & A等を必ずご確認ください。

【担当者】高知市介護保険課事業係 戸田
高知市本町五丁目1番45号
TEL：088-823-9972 FAX：088-824-8390
E-mail：kc-110101@city.kochi.lg.jp